

国立大学法人長崎大学と長崎市との包括連携に関する協定書に基づく
コンベンションの誘致等に関する覚書

国立大学法人長崎大学と長崎市（以下「両者」という。）は、国立大学法人長崎大学と長崎市との包括連携に関する協定書に基づき、学術研究集会等コンベンション（以下「コンベンション」という。）の誘致等に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、両者が有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、コンベンションの誘致と開催に関して相互に連携・協力することにより、集客都市を目指すとともに、大学の教育研究の活性化、地域における知的基盤の強化、地域経済の活性化及び市民力の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）コンベンションの誘致と開催に関する情報や人的資源、知的資源の活用に関する事項
- （2）コンベンションの誘致と開催のための環境整備に関する事項
- （3）前各号に掲げるもののほか、本覚書の目的を達成するために必要な事項

（連絡調整）

第3条 両者は、本覚書による連携事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、連携・協力の効果が上がるよう、継続的に意見交換を行う。

（守秘義務）

第4条 両者は、本覚書に基づく連携・協力を行うに際して相手方から知り得た情報については、適切な管理を行うとともに、相手方の同意を得ずに第三者に対して開示してはならない。

（有効期間）

第5条 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から5年間とする。ただし、覚書の有効期間満了の日の30日前までに両者のいずれかから特段の申し出がない場合には、その有効期間をさらに5年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

両者は、本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成26年 4月 4日

国立大学法人長崎大学長

片峰



長崎市 市長

田上高久

